

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>地方公務員法第22条の2</u>第1項に規定する会計年度任用職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）のうち、同項第1号に掲げるものの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について38時間45分未満の範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>法第22条の2</u>第1項に規定する会計年度任用職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）のうち、同項第1号に掲げるものの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について38時間45分未満の範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>3 <u>地方公務員法第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項</p>	<p>3 <u>法第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定に</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 年次有給休暇は、1年を通じて20日(会計年度任用職員にあっては20日を超えない範囲内で所定の勤務時間又は勤務日数及び採用された日から引き続いて勤務する期間に応じて規則で定める日数、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあってはその者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは、会計年度任用職員のうち、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号</u>に掲げるものにあつては規則で定める単位により、当該会計年度任用職員を除く職員にあっては1時間を単位として与えることができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 年次有給休暇は、1年を通じて20日(会計年度任用職員にあっては20日を超えない範囲内で所定の勤務時間又は勤務日数及び採用された日から引き続いて勤務する期間に応じて規則で定める日数、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあってはその者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは、会計年度任用職員のうち、<u>法第22条の2第1項第1号</u>に掲げるものにあつては規則で定める単位により、当該会計年度任用職員を除く職員にあっては1時間を単位として与えることができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	---------------------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、改正後の第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。